

加賀市ゆるやかな見守り事業 協力事業者募集要領

（目的）

第1条 加賀市ゆるやかな見守り事業（以下「事業」という）は、住み慣れた地域でだれもがいつまでも安心して生活できる地域社会の実現を目指して、民間事業者等の協力による見守り活動を行うことにより、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）民間事業者等・・・営業、販売等を主な業務として現に行っており、定期的な訪問活動により、高齢者等の異変を発見可能な事業者
- （2）協力事業者・・・事業に賛同する民間事業者等で、市に登録された者
- （3）実施機関・・・協力事業者から情報を受け、支援や対応を行う市の関係部
- （4）高齢者等・・・高齢者（65歳以上）をはじめ、障がい者や子ども（18歳未満）、その他日常生活において支援が必要と思われる者

（実施主体）

第3条 事業の実施主体は、加賀市とする。

（事業内容）

第4条 協力事業者は、日ごろの業務、営業活動の範囲内において見守りを行い、何らかの異変等を発見した際は、市に連絡するものとする。ただし、緊急性があると判断した場合は、警察署又は消防署に通報を行うものとする。

- 2 協力事業者から連絡を受けた場合、実施機関は対象の高齢者等に必要な支援や対応を行う。

（協力事業者の登録・公表）

第5条 協力事業者として参画する民間事業者等は、「協力事業者登録（変更）申出書（様式第1号）」を市に提出する。

- 2 次の各号に掲げる事業者又は業種は、協力事業者として登録できないものとする。
 - （1）各種法令に違反している事業者

(2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及び第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者

(3) その他、市が協力事業者として不適当と判断した場合

3 市は申出のあった民間事業者等を協力事業者として登録を行い、「登録決定(却下)通知書(様式第2号)」により通知する。

4 市は「協力事業者登録台帳(様式第3号)」を作成し、名称等を市のホームページ等で公表する。

5 市は協力事業者が辞退届(様式第4号)により登録解除を申し出たとき、または協力事業者として不適当な事由があると認めるときは、解除通知(様式第5号)により登録を解除するものとする。

(免責)

第6条 協力事業者は、第4条に定める連絡・通報を行ったこと、又は行えなかったこと、又は遅れたことにより、高齢者等に不利益が生じた場合であっても、その責任を負わないものとする。

(費用)

第7条 本事業の活動は、無償とする。

(守秘義務)

第8条 協力事業者と実施機関は、事業の活動で知り得た個人情報をその目的以外に利用し、または他に漏らしてはならない。協力事業者でなくなった後も同様とする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年1月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和元年5月1日から施行する。